

八代市独自の災害見舞金の支給申請受付中

被災した人が1日でも早く安心して暮らせるよう、住家に一部損壊以上の被害を受けた世帯や長期避難世帯に、八代市独自の災害見舞金を支給します。

対 象 ①令和2年7月豪雨で、居住する住家に、り災証明書の交付を受けた世帯
 ②ライフライン（水道、電気、ガス、道路など）が途絶するなど、長期にわたり自らの住家に居住できないため、災害救助法における応急仮設住宅の供与の対象に認定された世帯（長期避難世帯）

支 給 額 1世帯あたり10万円

申請方法 対象世帯には申請書類を送付していますので、同封した返信用封筒に申請書などを添えて郵送してください。

申請締切 令和3年2月28日(日)

問合せ 健康福祉政策課 ☎33-4003

令和2年7月豪雨災害生活再建、住居に関する主な支援制度一覧

り災証明書 区分 制 度		全 壊	大規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊	問 合 せ	
		床上1.8m以上の浸水 (住家損害割合が50%以上)	床上1m以上1.8m未満の浸水 (住家損害割合が40%以上50%未満)	床上1m未満の浸水 (住家損害割合が20%以上40%未満)	床上1m未満の浸水 (住家損害割合が10%以上20%未満)	床下浸水 (住家損害割合が10%未満)		
給 付	被災者生活再建支援金	基礎支援金		原則対象外	-	-	生活援護課 ☎33-8722	
		100万円	50万円					
		加算支援金						
		建設・購入	200万円					
		補修	100万円					
		賃借	50万円					
		※大規模半壊、半壊でやむを得ない事由により住宅を解体する場合は「全壊と同様の扱い」となります。 ※単身世帯の場合は、それぞれ3/4相当額となります。						
融 資	災害復興住宅融資	建設					住宅金融支援機構 (災害専用) ☎0120-086-353 9:00~17:00	
		土地を取得する場合	3700万円					
		土地を取得しない場合	2700万円					
		購入	3700万円					
		※大規模半壊または半壊の場合、被災住宅の修理が不能または困難である旨を借入申込書に記入する必要があります。						
		補修		1200万円				
	生活福祉資金 (緊急小口資金)	1世帯につき1回限り10万円以内 (一定の条件を満たす場合は、1世帯につき1回限り20万円以内)					市社会福祉協議会 ☎62-8228	
	災害義援金	65万円	32万5000円		6万5000円		障がい者支援課 ☎35-0294	
		長期避難世帯は7万5000円						

り災証明書 区分 制度	全 壊		大規模半壊		半 壊		準半壊		一部損壊		問合せ		
	被災家屋等の 公費・自費による 解体・撤去	公費解体 市が所有者に代わって解体・撤去を実施		自費解体 所有者が行う解体に対し、上限の範囲内で補助		<対象>り災証明書で半壊以上の家屋 市の調査で半壊以上の事業所、空き家、 倉庫など		-				循環社会推進課 ☎34-1997	
家屋・敷地内の 堆積土砂などの 撤去	高齢者や土砂の堆積状況などから、自分で土砂や流木、がれきなどを撤去することが困難な場合は、所有者の申請に基づき、本市が撤去を行います。										建設政策課 ☎33-4116		
応急修理 申込締切 12月28日(月)	最大59万5000円 ※全壊の人は、応急修理で居住可能になる場合のみ対象				最大30万円		-				営繕課 ☎33-4401		
※半壊以上の人で、自宅に住むことができず、修理期間が1カ月を超える場合のみ、上の応急修理と、下の賃貸型応急住宅の併用ができます。修理完了後は、速やかに退居する必要があります。													
賃貸型 応急住宅 (みなし仮設住宅) 申込締切 12月15日(火)	条件 1カ月の家賃が下の額以下		入居期間 入居後2年間以内		(2人以下世帯：5.5万円、3～4人世帯：6万円、5人以上世帯：9万円)						住宅課 ☎33-4122		
	対 象		流入した土砂や流木などにより、住宅としての利用ができず、自宅に居住できない人 ※賃貸型応急住宅は、床上浸水による修理などで一時的に居住できない人も対象となります。		避難指示を受けているなど、長期間自宅に居住できない人 坂本地区 (市ノ保、横様、瀬戸石) 泉地区 (保口、板木)								
市営住宅 緊急入居	道路・電気・ガスなどの設備の復旧が長期になる見込みがある人												
	入居期間		原則6カ月以内(最大1年間まで延長可能)										
使用料		使用料(家賃・共益費・駐車場)、敷金は全額免除。 光熱水費は実費負担。											

泉町の復旧状況

令和2年7月の豪雨により、泉町では、国道・県道・市道の崩落、決壊が多数発生し、五家荘地域の全世帯が一時孤立という状況となりました。

10月17日には、市道板木線、林道南川内線の仮復旧に加え、電気・電話・ケーブルテレビも復旧し、20日には、長期避難されていた方々も無事自宅に戻られました。

20日現在、県道52号小川泉線の一部、県道247号久連子落合線の一部についてはいまだ通行止めとなっております。詳しい道路情報につきましては問い合わせください。

問合せ 泉建設地域事務所 ☎67-2111